

①保育の実施基準指数					優先 順位
保育を必要とする事由別の区分	(1) 就労 ※休憩時間は含まない	月140時間以上		110点	4
		月130時間以上		100点	
		月120時間以上		90点	
		月100時間以上		70点	
		月80時間以上		60点	
		月60時間以上		50点	
		月48時間以上		40点	
	(2) 妊娠・出産	4月1日時点で出産（予定）日前8週から後8週まで、ただし多胎妊娠の場合は産前14週産後8週		80点	5
	(3) 保護者の疾病等 ※4月1日以降も、保育が困難な状態が見込まれる場合	疾病 負傷	1か月以上の入院または自宅で常時臥床	110点	3
			概ね1か月以上の加療安静	60点	
			通院（週2回40点・週1回30点・月2回10点）	10～40点	
		障害	身体・精神1・2級、知的A、要介護5・4	110点	
			身体3・4級・精神3級、知的B、要介護3・2・1	80点	
	身体5級以下、要支援2・1		60点		
	(4) 病人等の介護	自 宅 介 護	要介護4・5、身体1・2級、療育A、精神1級	110点	6
			要介護3	80点	
			要介護1・2	60点	
		施 設 付 添	週5日以上の常時付添	110点	
上記以外で保育が常時困難			70点		
1日4時間、週4日程度	50点				
(5) 災害復旧中	震災、風水害、その他の災害復旧中		～150点	1	
(6) 求職活動等	求職中（証明有）		30点	8	
	求職中（証明無）		5点		
(7) 就学	4月1日時点で学校教育法に定める学校に在学（予定）または職業能力開発促進法等に定める職業訓練を受ける（予定） ※(1)に準じる		40～110点	7	
(8) 虐待・DV			～200点	2	
事由別指数小計					
②基準指数に加える調整指数					
1 世帯の状況	生活保護		210点		
	ひとり親世帯		200点		
2 保護者の状況	4月1日時点	市内の認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園又は届出保育施設に保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、養護教諭又は小学校教諭として就労（就労予定を含む）（1人あたり）	30点		
		市内の放課後児童クラブに支援員として就労（就労予定を含む）（1人あたり）			
		保護者の一方が単身赴任	15点		
3 兄弟姉妹の状況 （4月1日時点）	未就学児	就学前児童（申込児除き1人あたり）	10点		
		現に認可保育所等に入所する児童で兄弟姉妹が通う施設への転園申込の場合（申込児あたり）	70点		
		兄弟姉妹が通う施設への申込の場合（※第一希望で同一施設への申込）（申込児あたり）	50点		
		兄弟姉妹の第一希望施設が同施設の場合 50点/申込児（受入人数が0人の施設は除く）（兄弟姉妹が通う施設への申込との併用不可）	50点		
		兄弟姉妹の第一希望施設が別施設の場合 20点/申込児（受入人数が0人の施設は除く）（兄弟姉妹が通う施設への申込との併用不可）	20点		
		兄弟姉妹が家庭保育（生後2か月未満の児童除く）（申込児あたり）	-20点		
	小学生	児童（1人あたり）	5点		
		兄弟姉妹が放課後児童クラブ・放課後等デイサービス利用（申込児あたり）	5点		
障がい を有する場合（1人あたり）※(3)保護者疾病等に準じた点数					
4 申込児童の状況 （11月1日時点）	保育の必要性があり、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園又は届出保育施設を利用		10点		
	障がい を有する場合 ※(3)保護者疾病等に準じた点数				
	上記に該当しないが、先天性の病気や慢性疾患があり、保育施設における支援が必要と認められる場合		30点		
③同一指数の場合の優先順位					
1	①保育の実施基準指数の点数が高い世帯				
2	保育を必要とする事由の優先順位（1～8の順）				
3	保育の協力者（同一世帯の祖父母等）がいない世帯				
4	入所選考を行う基準日時点（1 1 月 1 日）で天童市に住民登録がある世帯				
5	利用希望施設数が多い世帯				
6	保護者の市町村民税所得割の合計が少ない世帯				

選考の基準

1. ①保育の実施基準指数と②基準指数に加える調整指数の合計が高い児童を優先します。
2. 1 の合計指数が同じで同一施設を希望する児童が複数いた場合、その施設を希望する順位が高い児童を優先します。
3. 2 の児童が複数いた場合、③同一指数の場合の優先順位を用いて決定します。